

川崎市営少年野球場管理運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、少年野球場（以下「施設」という。）の管理運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用 途)

第2条 この施設は、少年等の健全な野外活動を行うため、少年・少女の軟式野球、ソフトボール、トレーニングなどに使用するものとする。

(名称及び所在地)

第3条 施設名称及び所在地は、別表に掲げるとおりとする。

(使用対象)

第4条 施設使用の対象者は、小・中学校生徒とする。ただし、ソフトボールについては女性の使用も認めるほか、第10条により、必要な事項を別に定めている施設については、この限りではない。

(優先使用)

第5条 施設の使用は、小・中学校生徒が使用する場合を最優先とし、女性がソフトボールで使用する場合は、原則として土・日・祝日の使用は認めない。

(受付及び時間)

第6条 施設の受付は、原則、使用する月の1箇月前の10日の午前9時から各施設を所管する区役所道路公園センターで行う。

なお、区役所道路公園センター以外で受付する施設については、別に定める。

(使用手続)

第7条 利用者の申込みにもとづき、予定表に記入したのち整理券を発行し、使用を許可する。

(使用時間)

第8条 使用時間は、4月1日から10月31日までは、午前6時から午後6時までとし、11月1日から3月31日までは、午前8時から午後4時までとする。

なお1回の使用時間は、2時間を1単位とする。

(使用料)

第9条 施設の使用料は無料とする。

(その他)

第10条 この運営要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年2月1日から施行する

(別 表)

少年野球場の施設名称及び所在地

	施 設 名	所 在 地	所 管
1	大師少年野球場	川崎区大師公園 1	川崎区役所道路公園センター
2	小向仲野町 A 野球場	幸区小向仲野町地内	幸区役所道路公園センター
3	小向仲野町 B 野球場	幸区小向仲野町地内	幸区役所道路公園センター
4	多摩川大橋少年野球場	〃	〃
5	古市場少年野球場	幸区古市場地内	〃
6	上丸子山王町少年野球場	中原区上丸子山王町地内	中原区役所道路公園センター
7	瀬田少年野球場	高津区瀬田地内	高津区役所道路公園センター
8	諏訪第 1 少年野球場	高津区諏訪地内	〃
9	諏訪第 2 少年野球場	〃	〃
10	諏訪第 3 少年野球場	〃	〃
11	北見方少年野球場	高津区北見方 2 丁目地内	〃
12	宮崎第 1 少年野球場	宮前区宮崎 1 丁目 7	宮前区役所道路公園センター
13	宮崎第 4 少年野球場	宮前区宮崎 6 丁目 2 - 1	〃
14	南生田少年野球場	多摩区南生田 1 - 8	多摩区役所道路公園センター
15	三田少年野球場	多摩区三田 4 丁目 5	〃
16	稲田少年野球場	多摩区菅稲田堤 2 丁目 9 - 1	〃
17	菅少年野球場	多摩区菅野戸呂地内	〃
18	虹ヶ丘少年野球場	麻生区虹ヶ丘 1 丁目 2 1 - 2	麻生区役所道路公園センター
19	片平少年野球場	麻生区片平 5 丁目 2 7 - 1	〃